

**山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置
としての田代ダム取水抑制案の実施等について**

(案)

令和 7 年 5 月
東海旅客鉄道株式会社

本日も了解をいただきたい内容

1. 山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施

1-1

東京電力R P様との協議を開始するにあたっての前提条件として、2023年6月に静岡県内の工事の一定期間（静岡県内のトンネル湧水が県外へ流出している期間）を対象に、利水協の皆様にご了解いただいた前提と同等の内容を考えていること

1-2

田代ダム取水停止期間中は、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う湧水については、湧水量が取水停止による流量増加分より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない(大井川に戻さない)こと

2. 県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施

2-1

県境から山梨県側501 mの地点から実施した先進ボーリング調査におけるリスク管理と同等のリスク管理により実施すること

2-2

田代ダム取水停止期間中は、静岡県内の先進ボーリング調査に伴う湧水については、湧水量が取水停止による流量増加分より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない(大井川に戻さない)こと

1. 山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施

- ・ 山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う山梨県・静岡県・JR東海との三者合意に基づいて、「健全な水循環の回復措置」を要することになった場合には、田代ダム取水抑制案を実施することを検討しています。
- ・ このため、今後、東京電力R P様と協議を開始するにあたっての前提について利水協の皆様のご了解を頂きたいと考えております。

2. 県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施

- ・ 静岡県内における高速長尺先進ボーリング調査の実施については、県境から山梨県側501 mの地点から実施した先進ボーリング調査の際、利水協の皆様のご了解を頂いているところですが、当該調査については、同年12月に県境から静岡県側10mの地点で終了しました。
- ・ このため、県境付近まで先進坑を掘削し、県境付近から改めて静岡県内の先進ボーリング調査を実施することを計画しており、同様に利水協の皆様のご了解を頂きたいと考えております。

1. 山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施

三者合意（山梨県・JR東海・静岡県）について

【三者合意のポイント】

- 掘削工事等と並行して、「人為的な要因（掘削工事等）により、新たに流動する可能性のある水量」の推定作業はJR東海と静岡県が協力して行う。
- 健全な水循環の回復措置は必要（回復措置の内容は今後調整）



山梨県内リニア中央新幹線建設工事(南アルプストンネル)における
静岡県の懸念に関する三者(山梨県・JR東海・静岡県)合意について

令和6年6月18日
山梨県・JR東海・静岡県

これまでの状況

山梨県内の県境付近の掘削により、静岡県内の水が流動する可能性があるという静岡県の懸念に関し、回復措置等について、静岡県は事前の合意を求めていた。これを受け、新たに流動した水の回復措置及び措置がとられる時期について協議を行ってきた。

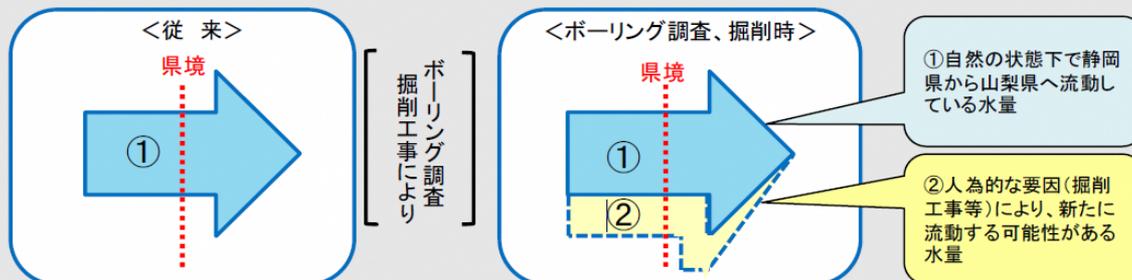
三者合意事項

前提 ○静岡県は、山梨県側へ流出した水に対し、「静岡の水」という所有権を主張し、返還を求めるものではない

山梨県内のボーリング調査や掘削工事により、水の流れは、以下の2つとなる。

- ① 従来から通常に流動している分 ② 掘削工事等によって、新たに流動することになる分

ここが課題



※ ②に相当する水量の推定は、JR東海と静岡県が協力して行う（透水係数、間隙率、水温、同位体組成等から総合的に判断）

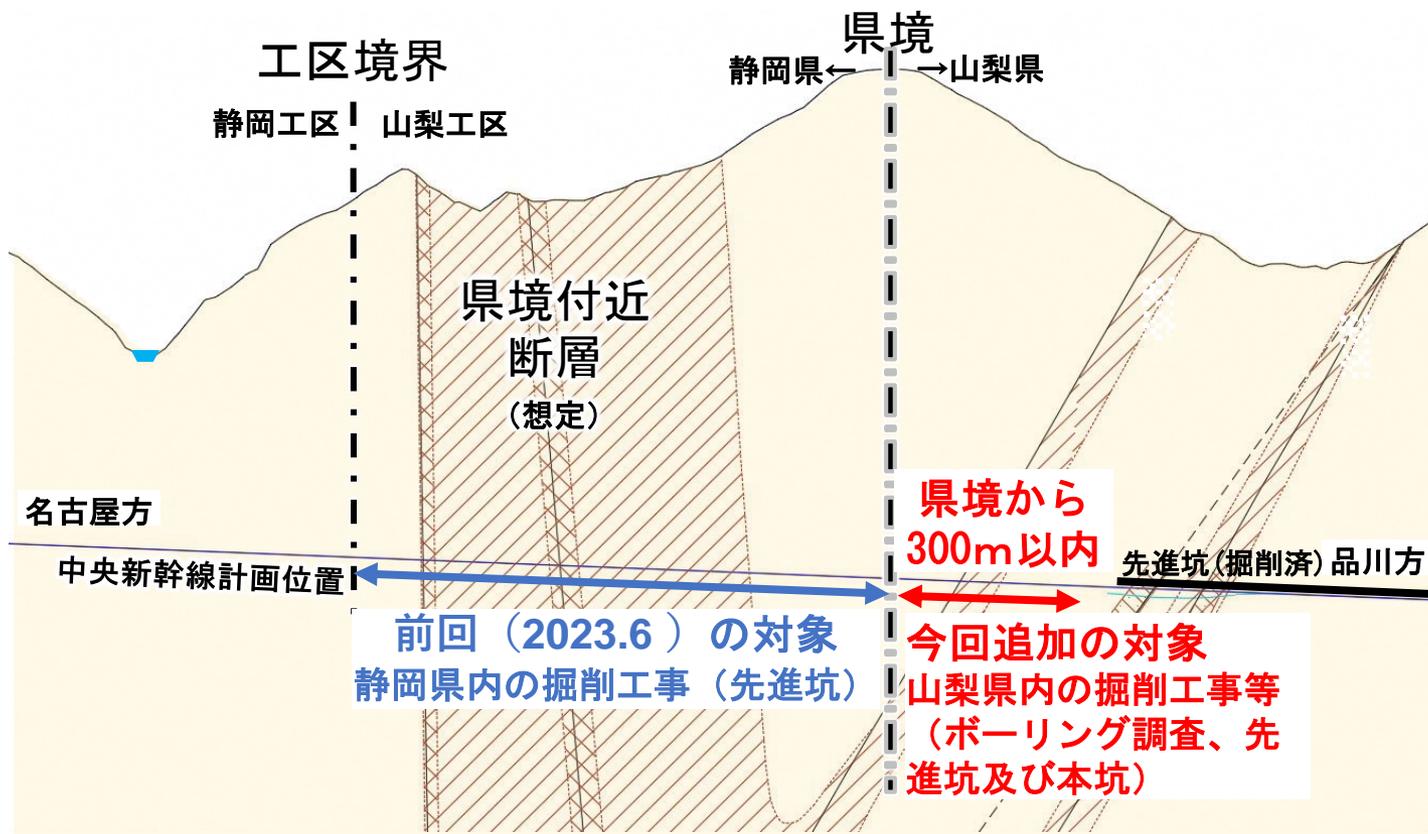
合意

ボーリング、先進坑、本坑掘削工事は、②水量の推定作業と並行して進めていく

健全な水循環の回復措置は必要(回復措置の内容は今後調整)

専門部会（2025年3月）でご確認いただいた内容について

- 山梨県内の県境付近（県境から300m以内）の掘削工事等により、静岡県内の水が県境を越え新たに流動している水量が推定された場合には、その時点で、三者合意に基づき、健全な水循環の回復措置の実施の要否について、静岡県、山梨県と協議し、回復措置を実施することになった場合、その内容（水量、期間など）を静岡県、山梨県と調整のうえ、決定します。
- 回復措置を要することになった場合の方法は、田代ダム取水抑制案を基本とすることを考えています。



本日ご了解をいただきたい内容

1-1

- ・東京電力R P様との協議を開始するにあたっての前提条件として、2023年6月に静岡県内の工事の一定期間（静岡県内のトンネル湧水が県外へ流出している期間）を対象に、利水協の皆様にご了解いただいた前提と同等の内容を考えていること

	前回（2023年6月）	今回追加
適用範囲	静岡県から県外へ流出するトンネル湧水量と同量が大井川に戻す方策	三者合意に基づき、健全な水循環の回復措置を要することになった場合の方法
対象	静岡県内の掘削工事（先進坑）	山梨県内の県境付近の掘削工事等（ボーリング調査、先進坑及び本坑掘削工事）
実施期間	静岡県内の工事の一定期間（静岡県内のトンネル湧水が県外へ流出している期間。約10ヶ月間と想定）	回復措置が必要となった時点から、回復措置の対象となるトンネル湧水を先進坑を通じて静岡県内に戻すことができるまでの期間を最大とする

健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案について東京電力R P様と協議を進めるにあたり、利水協の皆様にご了解を頂きたい前提

- (1) **山梨県内の県境付近**の掘削工事等（ボーリング調査、先進坑及び本坑掘削工事）により、「山梨県内リニア中央新幹線建設工事（南アルプストンネル）における静岡県の懸念に関する三者（山梨県・JR東海・静岡県）合意について」（2024年6月18日付）に基づく、**健全な水循環の回復措置**を要することになった場合の方法として、田代ダム取水抑制案を検討していること。
- (2) 健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案は、**回復措置が必要となった時点から、回復措置の対象となるトンネル湧水を先進坑を通じて静岡県内に戻すことができるまでの期間を最大**とし、永続的に行うものではない。健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案を実施することは、**東京電力R Pの水利権に影響を与えない**ため、大井川利水関係協議会々員は、この案を根拠とする水利権について主張をしない。
- (3) (1) で記載した山梨県内の県境付近の工事の進捗や、水資源への影響が想定と大きく異なる場合等においては、JR東海は、大井川利水関係協議会々員と改めて協議を行う。その際、大井川利水関係協議会々員は、健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案を根拠とする水利権について主張をしない。

(参考) 水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理

- ・今回追加する田代ダム取水抑制案についても、国土交通省から「前回回答（2022年12月）のとおりであり、**水利権の目的外使用や譲渡には該当しない**」との見解を得ております。

「水利権の目的外使用や譲渡に係る河川法の法的な整理について（回答）」
（2022年12月1日付）（国土交通省鉄道局施設課長）

○水利権の目的外使用について

B案は、大井川の流量を維持する目的で、工事の一定期間（山梨県側から掘削する先進坑が県境を越えて静岡県側の先進坑とつながるまでの期間）、東電RPが保有する水利権の一部を行使しないというものにとどまり、（中略）東電RPが取水を抑制したことによって、発電目的以外の目的で排他的・継続的に流水を使用することには当たらず、占用目的の変更も不要と考えられる。

○水利権の譲渡について

東電RPが取水を抑制した大井川の流水を、JR東海が自らの管理下に置き、排他的・継続的に使用するものではないため、河川の流水を占有することにはならず、東電RPの水利権の一部を譲渡されたと解するのは困難。

※なお、上記の見解はJR東海が示したいわゆるB案をもとに限られた情報に基づき法制上の整理を行ったものであり、JR東海と東電RPとの今後の協議等により修正がありえます。

本日ご了解をいただきたい内容

1-2

- ・ 田代ダム取水停止期間中※1は、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う湧水について、湧水量が取水停止による流量増加分※2より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない（大井川に戻さない）こと

※1 2025年2月3日の大井川水利流量調整協議会で東京電力R Pは、田代川第二発電所における水車改良工事の工期延伸に伴い、発電所を停止する期間（田代ダムでの大井川からの取水を停止する期間）を2026年4月（予定）まで変更することを情報提供しています。今後、取水停止期間が変更される場合でも、変更後の取水停止期間の終了まで上記のとおり取り扱うことを考えています。

※2 取水停止による流量増加分は、田代ダム下流の河川流量から河川維持流量を差し引いた量を基本とします。



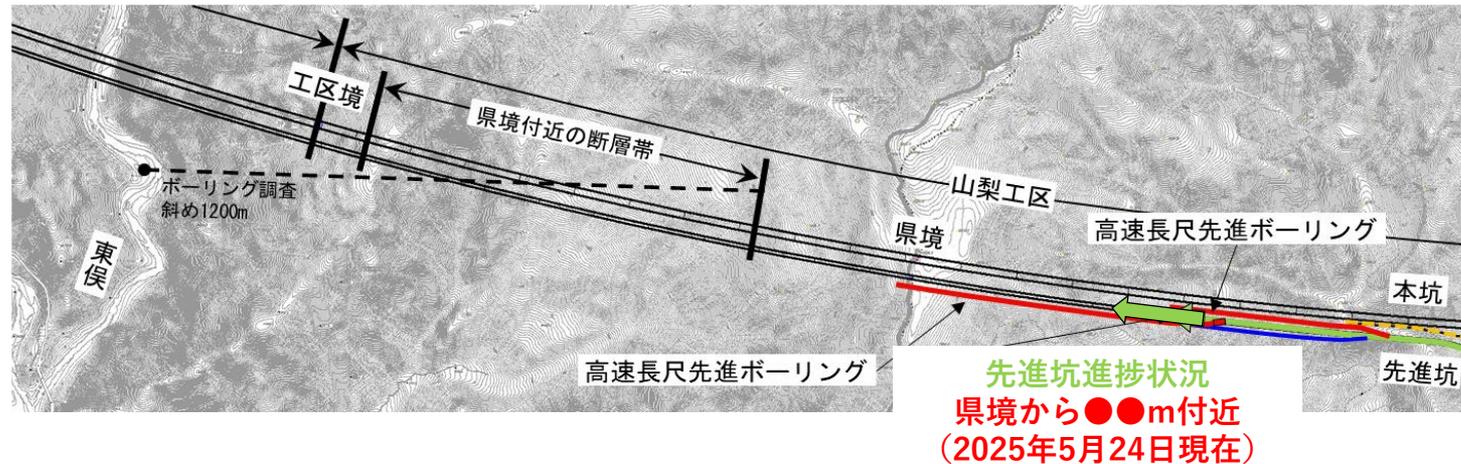
湧水量 < 取水停止による流量増加分※2を確認

2. 県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施

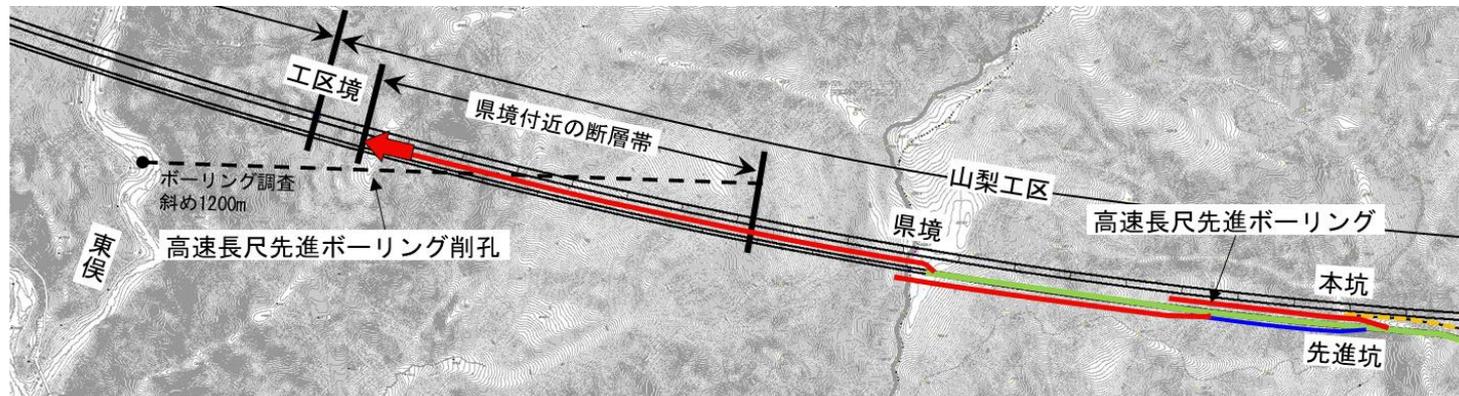
先進坑の掘削及び県境付近からの先進ボーリング調査について

- ・ 今後の先進坑掘削及び県境付近からの先進ボーリング調査は、以下の手順で計画しています。

① 先進坑を掘削し、県境付近で停止



② 先進坑の停止位置より県境を越えて先進ボーリング調査を実施



本日ご了解をいただきたい内容

2-1

- ・ 県境から山梨県側501 mの地点から実施した先進ボーリング調査におけるリスク管理と同等のリスク管理により実施すること

2-2

- ・ 田代ダム取水停止期間中※1は、静岡県内の先進ボーリング調査に伴う湧水について、湧水量が取水停止による流量増加分※2より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない(大井川に戻さない)こと

※1 2025年2月3日の大井川水利流量調整協議会で東京電力R Pは、田代川第二発電所における水車改良工事の工期延伸に伴い、発電所を停止する期間（田代ダムでの大井川からの取水を停止する期間）を2026年4月（予定）まで変更することを情報提供しています。今後、取水停止期間が変更される場合でも、変更後の取水停止期間の終了まで上記のとおり取り扱うことを考えています。

※2 取水停止による流量増加分は、田代ダム下流の河川流量から河川維持流量を差し引いた量を基本とします。

	前回（2024年9月）	今回更新
対象	県境から山梨県側501mの地点から実施した先進ボーリング調査 （県境から静岡県側10mの地点で終了）	県境付近から県境を越えて実施する先進ボーリング調査 （静岡県内の県境付近の断層帯を調査する目的で実施）

1. 山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施

- ・本日ご説明しました内容を前提として、**東京電力R P 様に取水抑制をご協力いただけるよう協議を進めてまいります。**
- ・引き続き、皆様からご意見を頂きながら、田代ダム取水抑制案の実施に取り組んでまいります。

2. 県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施

- ・前回調査におけるリスク管理と同等のリスク管理により実施し、**県境付近の断層帯の調査を進めてまいります。**
- ・ボーリングの湧水量、水温、水質については、測定やデータの確認を行った翌日までを基本にメール等にて**静岡県や山梨県等にご報告します。**
- ・ボーリングの完了後、取得データ、採取した試料及び地質や湧水の評価をとりまとめ、**専門部会でご報告します。**

本日ご了解をいただきたい内容（再掲）

1. 山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う健全な水循環の回復措置としての田代ダム取水抑制案の実施

1-1

東京電力R P様との協議を開始するにあたっての前提条件として、2023年6月に静岡県内の工事の一定期間（静岡県内のトンネル湧水が県外へ流出している期間）を対象に、利水協の皆様にご了解いただいた前提と同等の内容を考えていること

1-2

田代ダム取水停止期間中は、山梨県内の県境付近の掘削工事等に伴う湧水については、湧水量が取水停止による流量増加分より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない(大井川に戻さない)こと

2. 県境付近からの静岡県内の先進ボーリング調査の実施

2-1

県境から山梨県側501 mの地点から実施した先進ボーリング調査におけるリスク管理と同等のリスク管理により実施すること

2-2

田代ダム取水停止期間中は、静岡県内の先進ボーリング調査に伴う湧水については、湧水量が取水停止による流量増加分より少ないことを確認の上、取水抑制を実施しない(大井川に戻さない)こと